

# 水源地域における取り組み ～長島ダムを例として～

国土交通省 中部地方整備局

## 目次

1. 長島ダムの概要	.....	2
2. 水源地域における取り組み	.....	5
3. 水源地域対策特別措置法	.....	9
4. 水源地域対策基金	.....	20
5. その他の施策	.....	23



# 長島ダムの概要

国土交通省(管理開始:平成14年4月)

水系名:大井川水系大井川

所在地:静岡県榛原郡川根本町

<目的>

- ・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持
- ・水道(5.8m<sup>3</sup>/s) ・かんがい(3.045m<sup>3</sup>/s)
- ・工業用水(0.2m<sup>3</sup>/s)



長島ダムの貯水池容量配分図

<ダム計画諸元>

型式 重力式コンクリートダム

堤高 109m

堤頂長 308.0m

流域面積 534.3km<sup>2</sup>

湛水面積 2.33km<sup>2</sup>

総貯水量 78,000千m<sup>3</sup>

4

## 2. 水源地域における取り組み

5

## 取り組みの必要性

### ■ 水源地域を取り巻く状況

○ダム建設は面的な水没を生じさせることから、単に土地や家屋等の水没を招くのみならず、水没周辺地域の生活基盤を支えているコミュニティを失うことが多い

○水源地域は過疎化や高齢化の進行に悩む農山村が多いことから、水没に伴う住居移転や転職による新しい生活に対する不安が大きい



### ■ このような状況に鑑み、

○水没関係者の生活再建を支援

○水源地域への影響の緩和や活性化を図るための各種の措置を講じるなどの水源地域対策を実施するにあたっては、単に事業者による対策だけではなく、受益地の地方公共団体や利水者も水源地域の実情を十分理解し、互いに協力して問題の解決にあたる必要があります。

6

## 取り組みの構成

■ 具体的な取り組みとしては、主に下記の3つに区分されます。

①ダム起業者が行う補償

②水源地域対策特別措置法等に基づく措置

③水源地域対策基金等による生活再建対策など各種の措置

■ これらは相互に補完し合いながら、総合的に取り組みが進められています。

7

## ダム起業者が行う補償（長島ダムの例）



8

## 3. 水源地域対策特別措置法

9

## 水源地域対策特別措置法（略称：水特法）

■ 水源地域対策特別措置法；昭和48年（1973年）制定

第一条（目的）

この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

■ 水特法に基づく措置は、主に下記の措置等で構成されています。

第四～七条（水源地域整備計画に基づく整備事業）

第一二条（整備事業についての負担の調整等）

第一三条（固定資産税の不均一課税に伴う措置）

第一四条（水源地域の活性化のための措置）

10

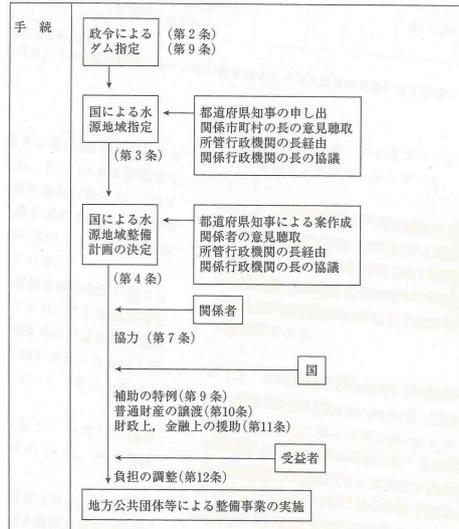
## 水源地域整備計画の手続きの流れ

■ 水源地域整備計画の手続きの流れについては右図のとおりです。

（主な手続きの流れ）

■ 都道府県知事が水源地域整備計画の案を作成し、国土交通大臣へ提出することとなっています。

■ 国土交通大臣は、関係行政機関の長と協議して、水源地域整備計画を決定します。



水源地域整備計画の手続きの流れ  
（多目的ダムの建設第1巻より抜粋）

11

## 水源地域整備計画に基づく整備事業

水特法第5条の1及び水特法施行令第2条により規定

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ・ 土地改良   | ・ 農林漁業共同利用施設      |
| ・ 治 山    | ・ 自然公園            |
| ・ 治 水    | ・ 公民館等            |
| ・ 道 路    | ・ スポーツ・レクリエーション施設 |
| ・ 簡易水道   | ・ 保育所等            |
| ・ 下 水 道  | ・ 老人福祉センター等       |
| ・ 義務教育施設 | ・ 地域福祉センター        |
| ・ 診 療 所  | ・ 無線電話            |
| ・ 宅地造成   | ・ 消防施設            |
| ・ 公営住宅   | ・ 畜産汚水処理施設        |
| ・ 林 道    | ・ し尿処理施設          |
| ・ 造 林    | ・ ごみ処理施設          |

以上の24区分の事業から必要な事業を選択します。

12

## 長島ダムの水源地域整備計画の手続き

- 昭和54年4月17日 政令によるダム指定
- 昭和56年3月 6日 水源地域の指定
- 昭和56年3月 9日 静岡県が水源地域整備計画の案を所管大臣に提出
- 昭和56年3月27日 水源地域整備計画の決定

<長島ダムの水源地域整備計画の内容>

- ・事業 : 18区分 35事業
- ・費用の負担者 : 川根本町、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧ノ原市、吉田町、静岡県、国

13

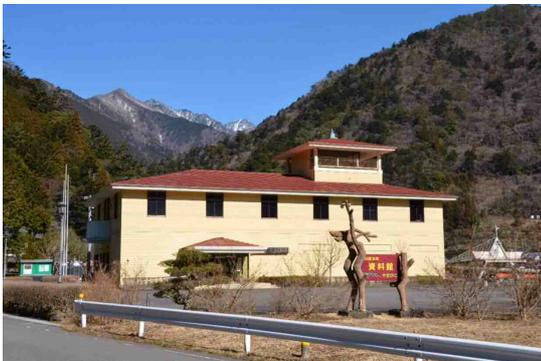
## 水源地域整備計画の概要（長島ダムの場合）



14

## 資料保存館整備事業（やまびこ資料館）

- 平成4年10月に開館しました。
- 大井川流域の自然との調和・共存を図りながら営んできた水源地域の生活と文化に焦点をあてた貴重な資料の保存・展示をしています。



15

## 温泉休憩棟整備事業（接岨峡<sup>せつそきょう</sup>温泉会館）

- 昭和59年4月に開館しました。
- 地域の資産である温泉を活用した施設で、近年は年間2万人を超える利用者がいます。



16

## 運動公園整備事業

- 接岨<sup>せつそ</sup>地区の運動場及びグランドゴルフ場を整備し、温泉の宿泊所と一体となって高齢者等に利用されています。
- 当該地区はカジカガエルの生息地であったことから、学識者の助言を得ながら生息池を整備し、生息環境の保全に努めています。



カジカガエル



カジカガエル生息池



17